

1 会議

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式 1 回 (4/28)
- (2) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議 2 回 (8/ 1、1/29)
- (3) 県自立支援協議会権利擁護部会 8 回 (4/18、6/7、7/10、8/9、11/20、12/19、
2/23 3/27)
- (4) 公共交通バリアフリーネットワーク会議 1 回 (山梨運輸支局主催) (11/22)

2 研修会

- (1) 地域相談員研修会 3 回
- ①第 1 回 (4/28 県庁防災新館) 委嘱状交付式後、相談業務の確認等
- ②第 2 回 地域別 (6 回 10/11、12、17、18、19、20) 取組状況の情報共有、意見交換等
- ・中北 A (甲府市、甲斐市、中央市、昭和町)
10/11 (水) 13:00～15:00 甲斐市障がい者基幹相談支援センター 研修室
 - ・中北 B (南アルプス市、韮崎市、北杜市)
10/17 (火) 10:00～12:00 北巨摩合同庁舎 会議室
 - ・峡 東 (笛吹市、山梨市、甲州市)
10/12 (木) 13:00～15:00 笛吹市役所本館 会議室
 - ・峡 南 (市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、早川町)
10/18 (水) 10:00～12:00 南巨摩合同庁舎 会議室
 - ・富士東部 A (大月市、都留市、上野原市、丹波山村、小菅村、道志村)
10/20 (金) 10:00～12:00 大月市総合福祉センター 研修室
 - ・富士東部 B (富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村)
10/19 (木) 13:00～15:00 富士吉田合同庁舎 会議室
- ③第 3 回 (3/20 県立文学館) 講演、報告、情報交換

(2) 県職員研修会

- ① 「心のバリアフリー推進講座」 4 回 (11/ 2、11/ 7、11/ 9、11/14)
- ② 福祉保健部新任職員研修会 「手話講習会」 1 回 (5/24)
- ③ 障害福祉課職員手話講座 1 2 回 (4 月～3 月 課定例全体会にて)

3 県政出張講座 …テーマ「やまなし心のバリアフリー推進講座」として実施。

- | | 2 4 回 | 受講者数 (1, 074) |
|------------------------------|-------|---------------|
| ① 4/25 笛吹市自立支援協議会 相談支援部会 | | (26) |
| ② 4/25 住吉偕成会 ひまわり家族会 | | (25) |
| ③ 5/14 県知的障害相談員等連絡協議会 | | (25) |
| ④ 7/ 6 大月市 市職員 | | (300) |
| ⑤ 7/28 総合教育センター 特別支援学校中堅教員研修 | | (22) |
| ⑥ 9/13 県立ろう学校 | | (28) |
| ⑦10/ 4 身延町 総務課 (町職員研修) | | (100) |
| ⑧10/17 ケアポートアトム (介護福祉事業所) | | (16) |
| ⑨10/23 山梨中央銀行 人事部 | | (22) |
| ⑩10/27 中央市福祉課 (手話奉仕員養成研修) | | (22) |
| ⑪10/29 県身体障害者相談員等連絡協議会 | | (28) |
| ⑫10/31 富士東部圏域自立支援協議会全体会 | | (26) |

⑬11/28	南部町手をつなぐ家族会 たんぼぼの会 他	(20)
⑭12/ 1	山梨トヨペット コンプライアンス研修会	(170)
⑮12/ 5	放課後等デイサービス事業所 あくしゅ	(13)
⑯12/ 6	甲府商工会議所	(18)
⑰ 1/19	グループホーム 山崎荘・GH甲府	(20)
⑱ 1/19	障がい者通所施設 塩山授産園	(20)
⑲ 1/24	山梨授産園	(20)
⑳ 1/26	日本郵便 南アルプス部会	(20)
㉑ 2/14	都留信用組合	(30)
㉒ 2/26	スマイルサポート	(13)
㉓ 3/12	峡北地域自立支援協議会 (韮崎市)	(70)
㉔ 3/14	生活介護・放課後等デイサービス事業所 石和授産園	(20)

* H28 年度は、権利擁護部会座談会 (10 回) における実施を含め、31 回 (受講者 1,306 人)

4 周知・啓発

(1) ネットワーク通信による情報等の発信

- ① 「ネットワーク通信」 1 2 号発行 (通算 No. 15 ~ No. 26)
(4/12, 5/19, 7/24, 9/21, 10/23, 11/22, 12/8, 12/28, 2/6, 2/16 3/23, 3/29)
- ② 県市町村教委、福祉関係機関、福祉施設・障害者団体、自立支援協議会等への情報提供
- ③ 障害者差別解消支援ネットワーク会議委員 (35 名)、障害者差別地域相談員 (43 名)、県・市町村関係機関、障害当事者団体、心のバリアフリー宣言事業所 (262 事業所) などに発信

(2) やまなし心のバリアフリー推進事業

- ① 手話ホームページの周知 : 平成 29 年 4 月より開設、一般公開
- ② 県政出張講座利用の周知 : 県教委、市町村教委・福祉担当課・社会福祉協議会、地域自立支援協議会、福祉関係団体、事業所等
- ③ 心のバリアフリー宣言事業所の登録促進
登録事業所数は、平成 30 年 3 月末現在 580 事業所。(「障害福祉プラン 2015」の目標値達成)
推進員: 特別支援学校実習協力・進路先事業所、社会福祉サービス事業所、社会福祉協議会
ネットワーク会議委員・地域相談員関係の事業所、商工会・事業協同組合等の団体へ周知、依頼
地域相談員: 市町村内の事業所へ周知、依頼
- ④ やまなし心のバリアフリー推進事業ポスター・標語募集の依頼 : (小・中・高等学校等)
- ⑤ ヘルプマークの周知 (県のホームページ掲載、研修会、イベント等でチラシ配付)

(3) 福祉関係の差別事案に関する情報提供

- ① サービス管理者研修会 (11/ 1)
- ② 指定福祉サービス事業者等集団説明会 (11/29、3/23)
- ③ 障害者虐待防止実践研修会 (2/ 5)

(4) その他

- ① 内閣府 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会 (3/16 東京 中央合庁8号館)
- ② 障害者週間普及啓発キャンペーン (12/ 4 甲府駅)
- ③ 研修会への参加 (2/ 6 ユニバーサルデザインセミナー、2/ 7 おもてなしセミナー等)

5 福祉施策・権利擁護に関わる取組

(1) 障害者団体等の意見要望の把握

- ・「障害児者プラン 2018」策定に関わるヒアリング 7/26 ～ 7/28 福祉プラザ)

(2) 研修会 (障害当事者対象 県自立支援協議会権利擁護部会主催)

- ・成年後見制度に関わる当事者向け研修会 (2/27 県立文学館)

(3) 障害者に関する意識調査の実施

- ・県政モニター調査として平成 29 年 5 月実施

(4) その他

- ・地域活性化協働事業意見交換会へ参加 (2/21 支え合う会「ピーチ&グレープ」主催)

6 相談業務

(1) 相談業務の手順、対応方法等

- ・「相談の手引き」を4月に作成し、地域相談員へ周知、指導助言を行う。
- ・ネットワーク会議、市町村担当課、相談機関等へ「相談の手引き」に基づく対応を周知する。
- ・地域相談員、差別解消推進員が協力して相談に当たる。

(2) 相談事案への対応

①相談対応

・市町村、地域相談員対応	35件	内差別関連	19件	(H28年度37件-27件)
・県、推進員対応	43件	内差別関連	32件	(H28年度26件-14件)
・障害者110番	1件	内差別関連	3件	(H28年度 - 2件)
計	81件	内差別関連	54件	(H28年度63件-43件)

②相談内容 (差別関連 54件の内訳)

・不当な差別的な扱いの訴え	: 24件	(H28年度22件)
・合理的配慮の提供要望の相談	: 30件	(H28年度21件)
計	54件	(H28年度43件)

注) ・相談総数81件のうち、差別関連54件-その他(傾聴対応等)27件 (H28年度20件)

③国の機関らの情報提供

・行政評価事務所、労働局	: 2件	(H28年度3件)
--------------	------	-----------

(3) 相談業務等の状況調査

①前期(実施時期 10/1 ~ 10/15 回収率86%)

②後期(実施時期 3/1 ~ 3/9 回収率98%) *調査結果は別紙。

(4) 相談業務等に関わる情報提供 (地域相談員対応)

①事務連絡 18回

(4/17, 5/12, 5/22, 6/27, 7/14, 8/3, 8/31, 9/29, 10/24, 11/14, 11/28, 12/8, 12/20, 1/5, 2/1, 2/7, 2/15, 2/19, 3/22, 3/30)

②障害者差別解消の取組等に関する情報提供 (月1~2回程度)

- ・県の広報、取り組みの状況 (ネットワーク会議、座談会・研修会の状況報告)
- ・調査、相談状況、相談事案に関連した情報提供
- ・県政出張講座の利用、心のバリアフリー宣言事業所の登録状況等
- ・新聞、テレビ等による報道・記事の紹介
- ・地域における情報発信のための情報提供

(5) 相談業務のまとめ

①計画的に業務遂行

- ・法律、条例の施行2年目として、県としての取組は概ね計画的に実施できた。
- ・市町村における広報等における取組は十分には行われていない状況がうかがわれる。地域における周知・広報の促進等、継続的な対応が求められる。県から具体的な情報提供に努めることや市町村の社会福祉協議会等の関係機関との連携を模索し取組に努める必要がある。

②相談事例の蓄積

- ・相談事案の記録を基に、今後の対応、情報提供等に具体的に生かすことが求められる。
- ・ネットワーク会議・通信や研修会等を通じて、好事例を積極的に紹介するとともに不当な差別・合理的配慮の不提供事例の要因分析・助言等を通じて再発防止対応等につなげる。

③相談体制の課題

- ・相談者（当事者等）が県・推進員へ直接相談を寄せる事案が多く、地域における地域相談員の配置等の周知不足が、要因の一つと考えられる。
- ・相談支援機関の相談専門員が多くメリットも多いが、通常の業務との整理が求められる。

④連携の課題

- ・相談における情報共有や対応上の連携において、市町村（担当課等）⇔地域相談員・県・推進員間の共通理解を一層図ることが求められる。
- ・行政担当兼務の地域相談員の場合、関係部署・庁内での情報共有・連携が十分にされていない事案もあり、市町村内の連携・情報共有についての認識を深める取組が必要と思われる。

7 相談体制・業務における「課題と今後の取組」

(1) 周知・啓発

- ①県：継続的な周知に努める。県としての広報資料の取組 市町村担当課、社会福祉協議会への資料提供
- ②市町村：地域住民への年度の早い時期での周知に努める。法・条例、相談体制・相談員に関わる継続的広報
- ③地域相談員：地域での発信に取り組む。（無理のない範囲での地域内発信 推進員からの情報提供活用）

(2) 連携

- ①県：ネットワーク会議での情報提供、情報交換された事例等を地域・関係機関への伝達等に努める。
地域相談員研修会等を通じた具体的取り組みの情報交換・情報共有の促進
- ②市町村：地域協議会、自立支援協議会等への地域相談員の参加を促し、情報交換・情報共有等を図る。
職員対応要領の周知等に関連した職員研修、自治会役員、民生委員等の研修会を通じた連携
- ③地域相談員：行政担当、他の相談機関・相談員との定期的な情報交換、相談事案の情報共有に努める。

(3) 相談体制

- ①県：「地域相談員—推進員—ネットワーク会議」の有機的運営、連携、機能強化に努める。
- ②市町村：地域相談員と他の相談員、行政担当者との連携、相談員連絡会等の取り組みに努める。
- ③地域相談員：地域内の他の相談員、行政担当者等との定期的な情報交換、地域内発信に努める。

(4) 地域相談員の業務内容（市町村内の行政担当業務との関連）

- ①県：相談員業務の明示を前提とした推薦依頼に努める。計画的な研修会の実施、定期的な情報提供
- ②市町村：地域相談員の業務に関する理解・協力を努め、相談体制の整備に努める。
- ③地域相談員：「相談の手引き」を基本とした相談業務の遂行に努める。

(5) 地域相談員の研修 ・研修会の計画的な開催に努める。（4～6:年度当初、7～10:年度半ば、2:年度末 等）